

平成22年(行ウ)第21号 公金支出金返還請求事件

原告 渋谷登美子外2名

被告 嵐山町長 岩澤 勝

## 準備書面(3)

平成23年9月28日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 佐 竹 俊 之  
同 太 田 伸 二

### 第1 不当利得返還請求を行いうることについて

#### 1 主張の概要

本件において、原告は被告に対し、地方自治法第242条の2第1項4号に基づいて、嵐山町が嵐山町土地改良団体協議会(以下「嵐土連」という。)及び部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部(以下「部落解放同盟嵐山支部」という。)に補助金として交付した金員の返還請求をするよう求めている。この点、地方自治法第242条の2第1項4号に基づいて自治体の首長が請求をする場合、その前提として、自治体から第三者に対する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が成立する必要がある。

本件において原告は、嵐土連及び部落解放同盟嵐山支部に対する補助金の性質を贈与と捉えた上で、当該贈与契約は地方自治法及び嵐山

町補助金等の交付手続等に関する規則に違背する公序良俗違反の契約（民法90条）として無効となり、嵐土連・部落解放同盟嵐山支部への補助金は法律上の原因を欠くことになるから、嵐山町が嵐土連及び部落解放同盟嵐山支部に対して不当利得返還請求権を有していると主張するものである。

以下、詳述する。

## 2 補助金交付の契約が公序良俗違反であること

### (1) 公序良俗違反となる場合について

民法90条は、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする」としている。

この点、公法と私法の区別からすれば、公法に属する法規範に違反したことをもって直ちにその行為の私法上の効果が否定されるものではない。

しかし、公法上の規範であっても市民社会と無関係に存在するのではなく、市民社会との関わりが存在する範囲では民法90条のいう「公の秩序」の内容を形成するのであるから、当該行為が法令の趣旨に反することが明白であって、これを無効としなければ上記各規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情がある場合には、公法上の規範に違反する行為であっても、公序良俗に反するものとして私法上も無効となる（最高裁平成16年1月15日判決・民集58巻1号156頁参照）。

### (2) 嵐土連及び部落解放同盟嵐山支部に対する補助金交付が公序良俗違反に当たること

原告は本件訴訟において、以下のような理由から、嵐山町から嵐土連及び部落解放同盟嵐山支部に対する補助金の交付が違法である

と主張してきた。

公益上の必要性のない寄附であること(地方自治法 23 条の 2 違反)

最小の経費で最大の効果を挙げられる寄附ではないこと(地方自治法 2 条 14 項違反)

目的達成のための必要最小限の限度を超えて、経費を支出していること(地方財政法 4 条 1 項違反)

補助金の使途につき調査を行う権限の行使を怠っていること(地方自治法 22 条 1 項違反)

補助金の流用を禁じた嵐山町補助金等の交付手続等に関する規則 10 条違反及び前記事実があるにもかかわらず被告が返還を命じないことによる同規則 15 条違反(地方自治法 2 条 16 項違反)

これらの違法の事実は、嵐山町行政と嵐土連・部落解放同盟嵐山支部とが長年において癒着した関係にあつてなんらその寄附の必要性合理性が検証されることなく前例のままに町の財政から無駄に支出され町民の財産を垂れ流し続けてきており、地方自治法などの基本的な法的義務や、条例という形で町民の代表たる町議会から課された規制すらも置き去りにされてきた現状にあることを明らかにするものである。

そして、法行為が、地方自治体財政の健全性の確保という地方自治法及び地方財政法の各規定の趣旨(上記 ~ )及び補助金の適正な使用という嵐山町補助金等の交付手続に関する規則の趣旨(上記 )に反することは明らかである。また、これらの行為を無効としなければ、嵐山町行政と嵐土連・部落解放同盟嵐山支部との不健全な関係が継続することとなり、上記法令の趣旨を没却するものであることもま

た明らかである。

よって、嵐山町から嵐土連及び部落解放同盟嵐山支部への補助金の交付は公序良俗に反するもので無効となる。

## 第2 平成23年度補助金の監査請求について

原告は、嵐山町から嵐土連・部落解放同盟嵐山支部に対して、平成23年6月27日に支出された補助金の返還を求めて住民監査請求を行った。

しかし、嵐山町監査委員は、平成23年8月5日、請求を棄却した（甲203）。

以 上